

フランスのパラドクス

——「家事労働」のフォーマル化、移住家事労働者の権利、そして 189 号条約——

伊藤るり(一橋大学)

フランスにおける家事労働者の権利要求と組織化は 20 世紀初頭にまで遡ることができる。また今日、「家事労働」(*)に関連する全国労働協約は 4 つを数え、フランスは「家事労働」のフォーマル化において、先進的な取り組みを行ってきた国のひとつといえる。にもかかわらず、奇妙なことに、フランスは ILO189 号条約を批准していない。なぜか。

この報告は 2 部構成をとる。前半でフランスにおける「家事労働」のフォーマル化の歩みを概観し、4 つの全国労働協約を手がかりに、「家事労働」の異なる系譜を確認する。また、労働協約をつくる歴史的過程での移住家事労働者の関与、並びに今日の移住労働者、特に非正規移住労働者にとってこのフォーマル化がもつ意味についても言及する。

後半では、189 号条約をめぐるフランスのパラドクスについて、これまでの調査に基づき、暫定的に 4 つの要因を考察する。第 1 に、家事労働者がすでに国内労働法や労働協約によって保護されているという一般的認識、第 2 に、189 号条約が重視する「働く場所としての居宅」という見方が公的／私的空間の別を揺るがすのではないかとの見方、第 3 に、189 号条約における移住家事労働者の処遇のあり方、第 4 に、フランス語圏から見たときの、*domestic work* という表現がもつ封建的ニュアンスへの消極的評価である。

最後に、これらの諸点が、(1)「家事労働」のフォーマル化に、また(2)移住家事労働者の権利保障に、いかなる含意をもつかを検討する。

(*)189 号条約第 1 条(a)は「家事労働」を「家庭において又は家庭のために行われる労働」と定義している。本報告では、この定義にしたがう場合には「家事労働」と括弧をつけ、それ以外の文脈では括弧を外して記すことにする。